

株 主 各 位

平成21年6月5日  
証券コード 2607  
大阪市中央区西心斎橋二丁目1番5号  
(本社事務所 大阪府泉佐野市住吉町1番地)

**不二製油株式会社**

取締役社長 海老原 善隆

## 第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月22日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月23日（火曜日）午前10時
  2. 場 所 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地  
全日空ゲートタワーホテル大阪 6階 RICCホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第81期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第81期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役16名選任の件
  - 第4号議案 監査役2名選任の件
  - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
  - 第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fujioil.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半が原油などの原材料全般にわたる価格高騰によるコスト増、後半は世界的な経済環境悪化の影響による輸出産業を中心とした企業収益の急激な悪化に見舞われました。

当社グループを取り巻く食品業界におきましては、産地偽装問題などによる食の信頼性への関心が依然強い一方、景気悪化にともない消費者の低価格志向が一層高まるなど、企業のコスト対応力も求められました。

このような状況の中、当社グループは、新中期経営計画「革進・実行 2010」をスタートし、カンパニー制導入による事業ごとの採算管理の強化やスピーディーな意思決定などを着実に実行してまいりました。「安全・品質・環境」を最優先することを経営の前提とし、スピードとイノベーションをキーワードに中期経営計画を推し進めてまいりました。経費削減や品種統廃合などによる採算向上を図り、高騰した原材料に対しては原料や資材の見直しなど徹底したコストダウンを実施するとともに販売価格の見直しなどで対処してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高は2,393億69百万円（前期比11.8%増）、営業利益は115億28百万円（前期比50.6%増）、経常利益は103億6百万円（前期比48.7%増）、当期純利益は74億85百万円（前期は純損失8億41百万円）となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

事業区分	第80期 (平成20年3月期)		第81期 (当連結会計年度) (平成21年3月期)		対前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
油 脂	86,486	40.4	106,428	44.5	19,942	23.1
製菓・製パン素材	89,590	41.8	94,581	39.5	4,991	5.6
大豆たん白	38,002	17.8	38,358	16.0	356	0.9
合 計	214,079	100.0	239,369	100.0	25,290	11.8

### (油脂事業)

国内では、フライ用油脂は苦戦しましたが、一般加工用油脂などで南方系油脂が伸びたことやチョコレート用油脂などのスペシャリティ製品が堅調だったことに加え、不採算製品の見直しを続けたことにより、大幅な増収増益となりました。

海外グループ会社では、好調なチョコレート用油脂や精製部門での採算向上が寄与し増収増益となりました。

以上の結果、当事業の売上高は1,064億28百万円（前期比23.1%増）、営業利益は73億42百万円（前期比79.8%増）となりました。

### (製菓・製パン素材事業)

国内では、チョコレート類が量販市場向けで減少しましたが、冷菓や製パン用チョコレートが順調に推移し、好調な業績となりました。クリーム類、マーガリン・ショートニング類、フィリング類については、乳製品に替わる優れた機能性が市場ニーズにマッチし売上は伸びたものの、原料価格高騰による価格見直しが十分でなかったことなどにより、利益面では苦戦しました。製菓・製パン素材輸入販売は、海外子会社からの輸入帳合を外したことなどにより売上が減少しましたが、調理用加工素材などが伸び利益面では前期を上回りました。

国内子会社のデザート類はギフト、土産類が堅調だったものの、小売分野での売上不振が大きく、売上、利益ともに前期を下回りました。

海外では、インドネシアの子会社が原材料高の影響により減益となりました。シンガポールの子会社は東南アジア向けクリーム類やマーガリン類が順調に伸びたものの、海外乳原料高により日本向け輸出が減少したことなどにより、減益となりました。

以上の結果、当事業の売上高は945億81百万円（前期比5.6%増）、営業利益は47億55百万円（前期比13.3%減）となりました。

### (大豆たん白事業)

大豆たん白素材は、国内では発酵培地用途や冷食、惣菜市場向けが堅調だったことで、売上高は前年度を上回りましたが、原料高騰による販売価格見直しが十分でなかったことなどにより減益となりました。海外では、中国の子会社が工場の移転集約化による経費削減や製品見直し効果により、利益面で改善されました。

大豆たん白食品は、中国の子会社からの輸入販売が大きく落ち込んだため減収となりましたが、品種統廃合によるコスト削減を積極的に進めたことにより利益面では大きな改善となりました。

大豆ペプチドは、国内では発酵培地用途向けが堅調に推移したことや、中国の子会社の海外市場向け販売が拡大したことにより、売上、利益面で改善しました。

水溶性大豆多糖類は、酸性乳飲料用途向けが国内外とも堅調だったことに加え、調理麺や米飯市場での需要も堅調となり、増収増益となりました。

豆乳は、量販市場が回復してきたものの、宅配市場の落ち込みにより減収となりましたが、経費削減に努めた結果、利益面では大きく改善しました。

通販は、当期にリニューアルしたイソフラボンスが好調でしたが、その他の落ち込みをカバーできず売上は前期を下回ったものの、経費削減に努めたことにより利益は改善しました。

以上の結果、当事業の売上高は383億58百万円（前期比0.9%増）、営業損失は5億69百万円（前期は営業損失19億14百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は93億円であり、その主な内容は平成21年度本格稼働開始のFUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD. のチョコレート用油脂生産設備の投資などであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達については、当社は効率的、安定的な調達を図るため、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとした50億円のシンジケートローンによる資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 78 期 (平成18年3月期)	第 79 期 (平成19年3月期)	第 80 期 (平成20年3月期)	第 81 期 (当連結会計年度) (平成21年3月期)
売 上 高 (百万円)	175,172	184,910	214,079	239,369
経 常 利 益 (百万円)	8,952	6,498	6,931	10,306
当期純利益(△純損失) (百万円)	4,334	3,259	△841	7,485
1株当たり当期純利益(△純損失) (円)	49.14	37.57	△9.79	87.07
総 資 産 (百万円)	171,936	181,587	183,388	172,087
純 資 産 (百万円)	87,793	92,682	88,359	87,801
1株当たり純資産額 (円)	1,002.64	1,030.24	975.66	978.67

(注) 第79期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
トールク株式会社	500 百万円	100.0 %	乳加工食品・豆乳製品の製造・販売
フジフレッシュフーズ株式会社	100	100.0	大豆たん白食品の製造・販売
フジプロテインテクノロジー株式会社	300	75.0	大豆たん白製品の卸売
ケイ・ピー食品株式会社	90	100.0	製菓・製パン原材料の卸売
ワルツファンシー株式会社	30	90.0	製菓・製パン原材料の卸売
不二バター株式会社	99	100.0	製菓・製パン原材料の卸売
株式会社フクシヨク	30	100.0	製菓・製パン原材料の卸売
今川株式会社	10	100.0	製菓・製パン原材料の卸売
不二つくばフーズ株式会社	99	100.0	大豆たん白食品の製造
不二神戸フーズ株式会社	10	100.0	大豆たん白食品の製造
ソヤファーム株式会社	99	100.0	豆乳・大豆関連製品の販売
株式会社エフアンドエフ	20	60.0	チョコレート製品の製造・販売
株式会社阪南タンクターミナル	50	65.0	倉庫業
千葉ベグオイルタンクターミナル株式会社	250	52.0	倉庫業
FUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD.	S\$18,000千	90.0	食用油脂の製造・販売
WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD.	S\$15,600千	100.0	調製品等の製造・販売
PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD.	RM54,000千	70.0	食用油脂の製造・販売
FUJI SPECIALTIES, INC.	US\$100,000千	100.0	持株会社
FUJI VEGETABLE OIL, INC.	US\$101,500千	—	食用油脂の製造・販売
FUJI OIL EUROPE	EUR17,900千	99.3 (100.0)	食用油脂の製造・販売
FUJI OIL POLSKA SP. Z O O	PLN4千	—	食用油脂の販売
NEW LEYTE EDIBLE OIL MANUFACTURING CORP.	PP507,000千	86.7	食用油脂の製造・販売
P. T. FREYABADI INDOTAMA	Rph49,039,658千	31.0 (51.0)	チョコレート製品の製造・販売
不二製油(張家港)有限公司	RMB¥273,480千	66.7 (74.4)	食用油脂の製造・販売
不二製油(張家港保税区)有限公司	RMB¥12,420千	92.0	倉庫業
山東龍藤不二食品有限公司	RMB¥74,640千	52.0	大豆たん白食品の製造・販売
吉林不二蛋白有限公司	RMB¥172,000千	70.0	大豆たん白製品の製造・販売
天津不二蛋白有限公司	RMB¥167,668千	97.3	大豆たん白製品の製造・販売
上海旭洋綠色食品有限公司	RMB¥33,427千	95.0	豆腐・大豆関連製品の製造・販売
深圳旭洋綠色食品有限公司	RMB¥17,492千	30.0 (100.0)	豆腐・大豆関連製品の製造・販売

(注) ( ) 書きについては、間接所有も含めた議決権比率であります。

#### (4) 対処すべき課題

食品業界を取り巻く環境は、原材料価格の不安定な動き、食の安心・安全コストの増大、企業間競争の激化など、引き続き厳しい経営環境になると予想されます。

このような状況下、当社グループは、中期経営計画「革進・実行 2010」の2年目を迎え、「スピードある革進を！」をキーワードに「技術経営」を推進し、環境変化をチャンスと捉えて、「選択と集中で経営体質を変える」「組織と運営の改革」「財務体質の強化」を基本方針のもと、以下の施策に取り組んでまいります。

##### 〔事業戦略（選択と集中）〕

- ・世界的視野でのパーム油事業の拡大
  - サプライチェーンマネジメント強化の海外投資の積極化
  - チョコレート用油脂をコアとした分別パーム油事業での圧倒的なNO.1を目指す
- ・市場戦略
  - 低価格志向、高付加価値志向に対応した製品戦略による市場拡大
  - 業務提携効果の実現による市場シェアアップ
- ・大豆たん白事業再生プランの完遂
- ・チョコレートの世界戦略の立案と実施
- ・加工油脂グローバル展開での新拠点構想の検討
- ・アジアにおける製菓・製パン素材事業（マーガリン・クリーム）の拡大
- ・健康事業分野での製品展開による市場拡大

安全・品質・環境を最優先することを経営の前提として、コンプライアンスの徹底、内部統制システム、リスク管理体制の充実に取り組むとともにCSR経営を更に推進し、食品メーカーとしてより信頼される企業を目指し、企業価値の一層の向上に取り組めます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループは油脂（食品加工油脂、チョコレート用油脂、食用油、ヤシ油等）、製菓・製パン素材（チョコレート、クリーム、マーガリン、ショートニング、チーズ素材等）、大豆たん白（粉末状大豆たん白、粒状大豆たん白、繊維状大豆たん白、大豆たん白食品、水溶性大豆多糖類、豆乳、大豆ペプチド等）の製造販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（平成21年3月31日現在）

①当社の主要な事業所

本店：大阪市中央区西心斎橋二丁目1番5号  
本社事務所：大阪府泉佐野市住吉町1番地  
支社：東京都港区三田三丁目5番27号  
支店・営業所：札幌・名古屋・大阪・福岡  
事業所・工場：阪南（大阪府）・りんくう（大阪府）・堺・神戸・千葉・関東（茨城県）・  
たん白食品つくば（茨城県）・石川  
研究所：つくば（茨城県）・阪南（大阪府）

②子会社の主要な事業所（国内）

油脂：株式会社阪南タンクターミナル（大阪府）・千葉ベグオイルタンクターミナル株式会社（千葉県）  
製菓・製パン素材：トーラク株式会社（兵庫県）・ケイ・ピー食品株式会社（東京都）・ワルツファンシー株式会社（愛知県）・不二バター株式会社（大阪府）・株式会社フクシヨク（福岡県）・今川株式会社（大分県）・株式会社エフアンドエフ（大阪府）  
大豆たん白：トーラク株式会社（兵庫県）・フジフレッシュフーズ株式会社（兵庫県）・フジプロテインテクノロジー株式会社（東京都）・不二つくばフーズ株式会社（茨城県）・不二神戸フーズ株式会社（兵庫県）・ソヤファーム株式会社（東京都）

③子会社の主要な事業所（海外）

油脂：FUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD.（シンガポール）・PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD.（マレーシア）・FUJI SPECIALTIES, INC.（アメリカ）・FUJI VEGETABLE OIL, INC.（アメリカ）・FUJI OIL EUROPE（ベルギー）・FUJI OIL POLSKA SP. ZO. O（ポーランド）・NEW LEYTE EDIBLE OIL MANUFACTURING CORP.（フィリピン）・不二製油（張家港）有限公司（中国）・不二製油（張家港保税区）有限公司（中国）  
製菓・製パン素材：WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD.（シンガポール）・PT. FREYABADI INDOTAMA（インドネシア）  
大豆たん白：山東龍藤不二食品有限公司（中国）・吉林不二蛋白有限公司（中国）・天津不二蛋白有限公司（中国）・上海旭洋綠色食品有限公司（中国）・深圳旭洋綠色食品有限公司（中国）



(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
3,598名(1,233名)	142名増(498名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,175名(88名)	120名増(8名減)	41.8歳	17.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,970 百万円
農 林 中 央 金 庫	4,430
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,500

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 357,324,000株
- ② 発行済株式の総数 87,569,383株
- ③ 株主数 18,757名
- ④ 主な大株主の状況は以下のとおりであります。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	17,609 千株	20.48 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,308	7.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,109	4.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	3,308	3.85
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	3,127	3.64
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,845	3.31
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	2,828	3.29

（注）出資比率は自己株式（1,607千株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成21年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	海老原 善 隆	
代表取締役副社長	河 部 博 国	社長補佐、生産担当兼海外事業本部長
専 務 取 締 役	森 弘 之	安全・品質・環境担当兼安全環境本部・品質保証部・技術開発部・工務部分掌
専 務 取 締 役	片 山 務	蛋白加工食品カンパニー長兼東京支社長兼フジプロテインテクノロジー株式会社代表取締役社長
専 務 取 締 役	寺 嶋 正 彦	人事総務本部長兼熊取研修所長兼コンプライアンス担当
常 務 取 締 役	岡 本 和 三	小売商品カンパニー長兼大阪支店長
常 務 取 締 役	山 中 敏 正	管理本部長兼管理本部経営管理部長兼リスク管理担当兼情報開示担当
常 務 取 締 役	岩 朝 央	海外事業本部中国総代表兼不二富吉（北京）科技有限公司董事長/総経理兼天津不二蛋白有限公司董事長/総経理
取 締 役	高 木 茂	安全環境本部長兼安全環境本部原動部長兼阪南事業所長
取 締 役	寺 西 進	技術開発部長
取 締 役	清 水 洋 史	経営企画部長
取 締 役	中 村 修	油脂加工食品カンパニー長
取 締 役	小 林 誠	研究本部長兼研究本部基盤技術研究所長兼つくば研究開発センター長
取 締 役	前 田 裕 一	蛋白加工食品カンパニー蛋白素材部門長
取 締 役	青 木 芳 久	
常 勤 監 査 役	南 廣 次	
常 勤 監 査 役	岩 崎 励 自	
監 査 役	松 本 耕 一	
監 査 役	佐 藤 浩 雄	

- (注) 1. 取締役 青木芳久氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 松本耕一および監査役 佐藤浩雄の両氏は、社外監査役であります。
3. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は以下のとおりであります。
- ・専務取締役 片山務氏は、フジプロテインテクノロジー株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
  - ・常務取締役 岩朝央氏は、不二富吉（北京）科技有限公司董事長/総経理および天津不二蛋白有限公司董事長/総経理を兼務しております。
  - ・上記以外に役員の重要な兼職状況はありません。
4. 常勤監査役 南廣次氏は、過去当社の経理部長、経営管理部長の職務に就いており決算手続き、財務諸表等の作成に従事した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当該事業年度中の取締役および監査役の異動  
平成20年6月24日の第80回定時株主総会の終結の時をもって、取締役会長浅原和人氏は任期満了により退任いたしました。
6. 当該事業年度中の取締役の担当の異動は、次のとおりであります。  
平成20年12月16日付

変更前の担当職名	氏名	変更後の担当職名
常務取締役海外事業本部中国総代表兼不二富吉（北京）科技有限公司董事長/総経理	岩 朝 央	常務取締役海外事業本部中国総代表兼不二富吉（北京）科技有限公司董事長/総経理兼天津不二蛋白有限公司董事長/総経理

7. 決算期後の取締役の地位および担当の異動は、次のとおりであります。

平成21年4月1日付

会社における地位	氏名	担当および他の法人等の代表状況等
専務取締役	寺 嶋 正 彦	人事総務本部分掌兼熊取研修所長兼コンプライアンス担当
常務取締役	山 中 敏 正	管理本部長兼リスク管理担当兼情報開示担当
常務取締役	岩 朝 央	海外事業本部中国総代表兼天津不二蛋白有限公司董事長/総経理
常務取締役	高 木 茂	安全環境本部長兼安全環境本部原動部長兼阪南事業所長
常務取締役	寺 西 進	技術開発部長
常務取締役	清 水 洋 史	経営企画部長
常務取締役	中 村 修	油脂加工食品カンパニー長

- ② 事業年度中に退任した取締役および監査役

前回の第80回定時株主総会（平成20年6月24日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた役員で事業年度中に退任した者はありません。

③ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	16名 (1名)	330百万円 (2百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	39百万円 (4百万円)
合 計 (うち社外役員合計)	20名 (3名)	369百万円 (7百万円)

- (注) 1. 上記員数には、平成20年6月24日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記報酬等の総額には以下のものが含まれております。
- ① 当事業年度における取締役賞与の支給予定額72百万円(ただし、取締役14名とし、社外取締役1名および監査役4名を除く。)
  - ② 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額66百万円(ただし、社外役員3名を除く。)
4. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第79回定時株主総会において年額5億円以内(うち社外取締役は年額1,200万円以内)と決議いただいております。なお、取締役の報酬限度額には、取締役賞与を含むものとし、使用人分給与は含まないものとします。
5. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第79回定時株主総会において年額6,000万円以内(うち社外監査役は年額1,500万円以内)と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況(他の会社の業務執行者である場合)および当社と当該他の会社との関係

- ・取締役 青木芳久氏は、伊藤忠商事株式会社の常務執行役員食料カンパニーエグゼクティブバイスプレジデント兼食品流通部門長(なお、平成21年4月1日付にて同社常務執行役員食料カンパニープレジデント)を兼務しております。なお、当社は伊藤忠商事株式会社との間に主要な製品販売等の取引関係があります。
- ・監査役 松本耕一氏は、伊藤忠商事株式会社の食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサーを兼務しております。なお、当社は伊藤忠商事株式会社との間に主要な製品販売等の取引関係があります。
- ・監査役 佐藤浩雄氏は、伊藤忠商事株式会社の執行役員食料カンパニー食糧部門長を兼務しております。なお、当社は伊藤忠商事株式会社との間に主要な製品販売等の取引関係があります。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

- ・取締役 青木芳久氏は、伊藤忠食品株式会社、株式会社日本アクセス、ファミリーコーポレーション株式会社、株式会社エイ・アイ・ビバレッジホールディング、スリーエフ・オンライン株式会社の社外取締役を兼務しております。
- ・監査役 松本耕一氏は、ジャパンフーズ株式会社、株式会社吉野家ホールディングス、プリマハム株式会社、伊藤忠食品株式会社の社外監査役を兼務しております。
- ・監査役 佐藤浩雄氏は、伊藤忠製糖株式会社、伊藤忠飼料株式会社、伊藤忠食糧販売株式会社、ジャパンフーズ株式会社の社外取締役を兼務しております。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会（11回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 青木 芳久	9回	60%	—	—
監査役 松本 耕一	11回	73%	9回	82%
監査役 佐藤 浩雄	11回	73%	10回	91%

- ・取締役会における発言状況

当該事業年度中、取締役会は合計15回開催いたしました。そのうち、取締役 青木芳久氏は、15回の取締役会のうち、9回出席し、経営全般の視点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、経営監視機能を十分に発揮いたしました。

監査役 松本耕一氏は、15回の取締役会のうち、11回出席し、主に財務・会計の見地から適宜意見を表明するなど監査機能を十分に発揮いたしました。

監査役 佐藤浩雄氏は、15回の取締役会のうち、11回出席し、主に食料事業の見地から適宜質問を行い、また意見を表明するなど監査機能を十分に発揮いたしました。

- ・監査役会における発言状況

当事業年度中、監査役会は合計11回開催いたしました。監査役 松本耕一氏は、11回の監査役会のうち、9回出席し、監査役 佐藤浩雄氏は、11回の監査役会のうち、10回出席いたしました。なお、監査役 松本耕一氏は、主に財務・会計の見地から、また、監査役 佐藤浩雄氏は主に食料事業の見地からそれぞれ発言を行いました。各社外監査役は、監査役会で定めた方針に従い、取締役会等の重要な会議への出席および重要書類の閲覧を行うとともに常勤監査役より主要各部門や事業所および子会社等の調査報告を受けております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしておりません。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	58 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしておりません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、その内容の概要は以下のとおりであります。

- 1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 取締役および使用人は「安全・品質・環境」を最優先することを経営の前提に「経営基本方針」「不二製油グループ行動規範」に則り行動するものとする。
  - 2) 当社は、コンプライアンスを総括する「コンプライアンス担当役員」を置き、当該役員は「行動規範委員会」の委員長として行動規範に反する事態に備えるとともに、行動規範が企業の風土として定着するようコンプライアンス教育、研修を通じて周知徹底を図る。「コンプライアンス担当役員」は、定期的にレビューを行い、結果を取締役に報告する。
  - 3) 当社においてコンプライアンスに反する行為があり、職制を通じての是正が機能しない場合は、使用人は「社内通報制度」により通報するものとする。この場合、通報することにより不利益がないことを確保する。また、「内部通報規程」を定め、外部の弁護士事務所にも「通報窓口」を設置することにより、運用面での実効性を図る。
  - 4) 当社は、違法な勢力とは接触を持たず、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫くことを基本とする。
  - 5) 当社は、社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、法令、定款、社内諸規程の遵守状況につき、内部監査を実施し社長に結果を報告する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令で定める法定文書の他、職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む）を、「文書管理規程」「情報管理基本規程」その他社内規程の定めるところにより、適切に保存および管理する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 当社は、リスク管理を統括する「リスク管理担当役員」をおき、「不二グループリスククライシス管理規程」を定め、職務分掌規程に基づいた職制上のリスク管理に加え、組織を横断する重要なリスク区分毎に、管理責任者を決めてリスク管理体制の構築および運用を行う。各リスクの責任者は、不二グループ全体のリスククライシスへの備えと継続的改善を行う。「リスク管理担当役員」は、定期的にレビューを行い、結果を取締役に報告する。



- 2) 当社は、「安全・品質・環境」を統括する「安全・品質・環境担当役員」をおき、「安全衛生管理規程」を定め、ISO9001、ISO14001の実践的活用により、リスク管理体制の構築および運用を行う。「安全・品質・環境担当役員」は、定期的にレビューを行い、結果を取締役に報告する。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - 1) 当社は、意思決定の迅速化のため「職務分掌規程」「職務権限規程」等社内規程を整備し、権限・責任を明確にするとともに、重要事項については、毎月2回開催される社長以下役員取締役をメンバーとする経営会議での審議を踏まえて社長および取締役会の意思決定に資するものとする。
    - 2) 当社は、中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確にする。
    - 3) 当社は、営業成績の進捗状況を的確、タイムリーに把握するための管理会計システムを整備し、この実践的運用を通じ、変化に対しスピーディーに対処する体制を構築する。
  - 5 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
    - 1) 当社は、「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の窓口部署と主管責任者を定める。グループ会社は、「グループ会社管理規程」に定める重要項目については当社の承認を得、報告を行う。
    - 2) 主管責任者は、グループ会社の経営に責任と権限を持ち、グループ会社に対し「不二グループ行動規範」「不二グループリスククライシス管理規程」が適切に実施されるよう助言指導し、業務の適正を確保するための体制を構築させる。
    - 3) 内部監査室および監査役は、連携してグループ会社の業務の適正を監査する。
  - 6 監査役は、取締役を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、取締役と協議のうえ必要とする監査役を補助すべき使用人をおくことができる。この場合当該使用人は専任とし、人事考課は監査役が行い異動には監査役の同意を得るものとする。
  - 7 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
    - 1) 監査役は取締役会のほか、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

- 2) 取締役は、以下の事項につき速やかに監査役に報告する。
  - ① 会社の信用を大きく低下させた、またはさせる恐れのあるもの
  - ② 会社業績に大きく悪影響を与えた、または与える恐れのあるもの
  - ③ 行動規範に反し、その影響が重大なもの、またはその恐れがあるもの
  - ④ その他上記に準じる事項
- 3) 取締役および使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ的確に対応する。

#### 8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、また必要に応じて取締役、使用人にその説明を求めることができる。
- 2) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室、会計監査人との連携をはかり、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行をはかる。
- 3) 監査役会は、独自意見を形成するため必要あるときは、その判断で外部専門家を起用することができる。

#### 9 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性の確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出の目的のため、内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、改善を図る。

### (6) 会社の支配に関する基本方針

#### 1. 基本方針の内容

平成19年5月10日開催の当社取締役会で決議された次の基本方針の内容をもって当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われまます。従いまして、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確認する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要か

つ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要且つ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えております。

また、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は1950年の創業以来、「新しい植物性油脂と大豆たん白」を基軸として「人マネはしない」を基本姿勢に、独自の生産技術で、常に時代が求める独自性をもった製品を開発し続けており、“「食」の創造を通して、健康で豊かな生活に貢献します。”を企業理念に、新商品開発を核とした「ニッチな分野で、スペシャルな製品を、グローバルに展開する、オンリーワン企業」を目指して、様々な機能を持つ植物性油脂、製菓・製パン素材、大豆たん白製品を国内・海外のお客様に広くお届けしております。同時に食品メーカーの存在基盤である「安全・品質・環境」を経営の前提と位置づけ、すべての業務に最優先し、安全な工場運営、厳格な品質管理、トレーサビリティシステムの拡充、環境保全への対応など積極的に取り組んでおります。

当社は、このような企業活動を推進する当社および当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）の①独自の技術開発力、②食のソフト開発力による提案営業、③国内・海外のネットワーク、④食の安全を実現する体制および⑤企業の社会的責任を全うするための積極的な社会活動や財団を通じた研究助成活動等が当社グループの企業価値の源泉をなしていると考えております。従って、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、これらの企業価値の源泉の強化とともに、研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめとする当社を取り巻く全てのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量取得行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、当社株式に対する大量取得行為が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべき可否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行ったりすること等を可能とする枠組みが必要不可欠であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量取得行為に対しては、会社法上の株主総会における株主の皆様ご意思等に基づき、当社は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## 2. 基本方針実現のための取組み

### (1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、平成20年4月に中期経営計画「革進・実行 2010」（平成20年4月～平成23年3月）をスタートし、強固な事業基盤の確立および10年後のビジョンである「ニッチ、スペシャル、グローバルに、健康と美味しさを提供し、世界のお客様に認めていただく食の素材メーカー」を実現するための経営構造改革に取り組んでおります。

食品業界を取り巻く環境は、世界的な経済環境の停滞、食の安心・安全コストの増大、少子高齢化による食品需要の停滞、企業間競争の激化など、厳しい経営環境が継続しておりますが、環境変化をチャンスと捉え、

「選択と集中で経営体質を変える」

「組織と運営の改革」

「財務体質の強化」

という基本方針のもと、新たな不二製油グループの構築を目指し、グループ一丸となって、より一層の企業価値の向上、株主共同の利益の最大化に取り組んでまいります。

### (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業に関する基本方針が支配されることを防止するための取組み

平成19年5月10日開催の当社取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、第79回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ました。

本プランは、当社が発行者である株券等について、①保有者の株券等保有割合が20%以上となる大量取得行為、または②公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け③保有者が当社の他の株主との間で当該他の株主が共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該保有者の株券等保有割合が20%以上となるような行為（以下「大量取得行為」と総称します。）を対象といたします。これらの大量取得行為が行われた際、それに応じるべきかを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものであります。

当社の株券等について大量取得行為が行われる場合、当該大量取得行為に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）について、株主に対する情報開示等を行います。

(i) 大量取得行為を行おうとする者（以下「大量取得者」といいます。）が、本プランに定める手続を遵守しない場合、(ii) 大量取得行為が、上記基本方針に反し、本プランの定める当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう事項に該当する場合、(iii) 大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資する場合のいずれかに該当すると当社取締役会が判断した場合を除き、対抗措置を発動するか否かについては、原則として会社法上の株主総会において株主の皆様判断していただきます。但し、前記(i) または(ii) に該当する場合には、取締役会の判断により対抗措置を発動する場合があります。対抗措置は、新株予約権の無償割当て等会社法その他の法令および当社の定款により認められる措置といたします。対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合には、その新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、原則として、1円を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができます。

本プランの有効期間は、第79回定時株主総会終結の時から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、対抗措置が発動されていない場合には、株主の皆様には直接的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、仮に新株予約権の無償割当てが実施された場合には、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります。

なお、本プランの詳細については、当社のインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.fujioil.co.jp/>）に掲載する平成19年5月10日付プレスリリースをご覧ください。

### (3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、また本プランは、前述の記載のとおり、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされ、かつ、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、いずれも当社の基本方針に沿うものであります。

# 連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>78,555</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>52,093</b>
現金及び預金	4,753	支払手形及び買掛金	15,866
受取手形及び売掛金	38,236	短期借入金	23,509
商品及び製品	17,626	コマーシャル・ペーパー	1,000
原材料及び貯蔵品	14,964	一年内償還予定社債	20
繰延税金資産	868	一年内返済予定長期借入金	1,324
その他	2,278	未払法人税等	2,829
貸倒引当金	△172	賞与引当金	1,521
		役員賞与引当金	100
<b>固 定 資 産</b>	<b>93,512</b>	その他	5,921
<b>有形固定資産</b>	<b>82,805</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>32,193</b>
建物及び構築物	31,545	社 債	10,100
機械装置及び運搬具	29,577	長期借入金	19,887
土地	15,502	繰延税金負債	637
建設仮勘定	4,825	退職給付引当金	1,073
その他	1,355	役員退職慰労引当金	370
<b>無形固定資産</b>	<b>1,141</b>	その他	125
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,564</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>84,286</b>
投資有価証券	7,118	<b>純 資 産 の 部</b>	
長期貸付金	38	株 主 資 本	89,547
繰延税金資産	344	資 本 金	13,208
その他	2,323	資 本 剰 余 金	18,324
貸倒引当金	△260	利 益 剰 余 金	59,759
<b>繰 延 資 産</b>	<b>19</b>	自 己 株 式	△1,744
<b>資 産 合 計</b>	<b>172,087</b>	評価・換算差額等	△5,419
		その他有価証券評価差額金	708
		繰延ヘッジ損益	152
		為替換算調整勘定	△6,279
		少数株主持分	3,672
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>87,801</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>172,087</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	239,369
売 上 原 価	198,364
売 上 総 利 益	41,004
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	29,475
営 業 利 益	11,528
営 業 外 収 益	606
受 取 利 息 及 び 配 当 金	188
そ の 他	417
営 業 外 費 用	1,828
支 払 利 息	1,460
そ の 他	368
経 常 利 益	10,306
特 別 損 失	590
固 定 資 産 処 分 損	106
減 損 損 失	219
工 場 移 転 関 連 費 用	121
そ の 他	143
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	9,715
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,791
法 人 税 等 調 整 額	△1,659
少 数 株 主 利 益	98
当 期 純 利 益	7,485

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日 残高	13,208	18,324	53,661	△1,732	83,461
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減			△97		△97
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,289		△1,289
当期純利益			7,485		7,485
自己株式の取得				△12	△12
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	6,195	△12	6,183
平成21年3月31日 残高	13,208	18,324	59,759	△1,744	89,547

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少 数 株 主 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替 調整 換勘 算定	評価・換 算等	換算計		
平成20年3月31日 残高	1,752	△387	△946		417	4,480	88,359
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減							△97
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,289
当期純利益							7,485
自己株式の取得							△12
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,044	539	△5,332	△5,836	△5,836	△807	△6,644
連結会計年度中の変動額合計	△1,044	539	△5,332	△5,836	△5,836	△807	△461
平成21年3月31日 残高	708	152	△6,279	△5,419	△5,419	3,672	87,801

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 30社
- ・主要な連結子会社の名称 トーラク株式会社  
フジフレッシュフーズ株式会社  
フジプロテインテクノロジー株式会社  
FUJI OIL(SINGAPORE)PTE. LTD.  
WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD.

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 石川サニーフーズ株式会社  
不二富吉（北京）科技有限公司
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2社
- ・主要な会社等の名称 K&F S PTE. LTD.  
正義股份有限公司

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社大新
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、FUJI OIL(SINGAPORE)PTE. LTD. ・PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD. ・WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD. ・FUJI SPECIALTIES, INC. 及びFUJI VEGETABLE OIL, INC. 他11社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、当該年度の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券のうち、時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を、その他有価証券のうち、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価は、主として移動平均法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

（会計方針の変更）

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

ハ. デリバティブの評価は、時価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、主として定率法によっております。但し、建物、当社の賃貸用資産及び一部の連結子会社では定額法によっております。

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は、平成20年度の税制改正を契機として、機械装置の耐用年数について見直しを行い、当連結会計年度より変更しております。

これにより営業利益は450百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は391百万円減少しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定額法によっております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金は、役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ニ. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法によりそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。

ホ. 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支出に備えるため、当社及び一部の連結子会社において、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準について、外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑤ 重要な繰延資産の処理方法

開業費については5年間で均等償却しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

重要なヘッジ会計の方法については、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価の方法は、全面時価評価法によっております。

(7) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計方針の変更)

連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

## リース取引に関する会計基準等

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用しております。

この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

（表示方法の変更）

前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

該当事項はありません。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

128,571百万円

(3) 有形固定資産の取得価額から国庫補助金、大阪府新規事業促進補助金による圧縮記帳額147百万円（建物及び構築物39百万円、機械装置及び運搬具102百万円、土地4百万円、その他1百万円）が控除されております。

### (4) 偶発債務

非連結子会社の金融機関からの借入に対する債務保証

SOYAFARM USA INC.

39百万円

### (5) 受取手形割引高

該当事項はありません。

(6) 債権流動化による売掛債権譲渡残高は、2,001百万円であります。

## 3. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失の計上に関する事項

当連結会計年度において、当社グループは以下の減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
大豆たん白食品製造設備	建物、機械及び装置等	兵庫県神戸市	219

当社グループは、事業の種類別セグメントを主な基準に独立の最小のキャッシュ・フロー単位に基づき、資産をグループ化して減損の検討を行っております。

上記資産につきましては、使用を廃止することを決定いたしましたので、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、撤去費用と合わせて、減損損失219百万円として、特別損失に計上しております。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	87,569千株	－千株	－千株	87,569千株

##### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,596千株	10千株	－千株	1,607千株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

イ. 平成20年6月24日開催の第80回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 644百万円
- ・1株当たり配当額 7.50円
- ・基準日 平成20年3月31日
- ・効力発生日 平成20年6月25日

ロ. 平成20年11月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 644百万円
- ・1株当たり配当額 7.50円
- ・基準日 平成20年9月30日
- ・効力発生日 平成20年12月10日

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成21年6月23日開催予定の第81回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 773百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 9.00円
- ・基準日 平成21年3月31日
- ・効力発生日 平成21年6月24日

##### (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

#### 5. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 978円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 87円07銭  |

#### 6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

#### 7. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>48,175</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>27,212</b>
現金及び預金	611	支払手形	196
受取手形	1,567	買掛金	9,962
売掛金	25,909	短期借入金	7,940
商品及び製品	11,334	コーポレート・ペーパー	1,000
原材料及び貯蔵品	6,438	リース債	11
前払費用	384	未払法人税等	1,054
繰延税金資産	722	未払消費税等	2,534
その他	1,407	預り金	496
貸倒引当金	△201	未払引当金	1,429
<b>固 定 資 産</b>	<b>87,733</b>	賞与引当金	1,139
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>51,819</b>	役員賞与引当金	1,238
建物	17,778	役員賞与引当金	100
構築物	3,442	その他	108
機械及び装置	14,629	<b>固 定 負 債</b>	<b>26,489</b>
車両及び運搬具	20	社債	10,000
工具、器具及び備品	938	長期借入金	14,470
土地	14,001	リース債	19
建設仮勘定	1,007	退職給付引当金	380
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>609</b>	役員退職慰労引当金	308
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>35,304</b>	債務保証損失引当金	1,283
投資有価証券	6,145	その他	28
関係会社株式	17,519	<b>負 債 合 計</b>	<b>53,701</b>
関係会社出資金	6,913	<b>純 資 産 の 部</b>	
長期貸付金	6,210	<b>株 主 資 本</b>	<b>81,359</b>
長期前払費用	346	資本金	13,208
繰延税金資産	435	資本剰余金	18,324
その他	1,213	資本準備金	18,324
貸倒引当金	△1,643	利益剰余金	51,570
投資損失引当金	△1,836	利益準備金	2,017
<b>資 産 合 計</b>	<b>135,909</b>	その他利益剰余金	49,552
		買換資産積立金	258
		配当準備積立金	2,250
		繰越利益剰余金	32,000
		自己株式	15,043
		評価・換算差額等	△1,744
		その他有価証券評価差額金	848
		繰延ヘッジ損益	695
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>82,207</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>135,909</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	133,748
売 上 原 価	109,692
売 上 総 利 益	24,056
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	16,070
営 業 利 益	7,985
営 業 外 収 益	1,020
営 業 外 費 用	988
経 常 利 益	8,016
特 別 損 失	975
固 定 資 産 処 分 損	135
関 係 会 社 事 業 再 構 築 損 失	494
減 損 損 失	219
投 資 有 価 証 券 評 価 損	125
税 引 前 当 期 純 利 益	7,041
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,183
法 人 税 等 調 整 額	442
当 期 純 利 益	3,414

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株 主 資 本 合 計
	資本剰余金			利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計				
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金							
					買換資産 積立金	配当準備 積立金	別 途 積立金		繰越利益 剰余金			
平成20年3月31日 残高	13,208	18,324	18,324	2,017	258	2,250	32,000	12,919	49,445	△1,732	79,246	
事業年度中の変動額												
剰余金の配当								△1,289	△1,289		△1,289	
当期純利益								3,414	3,414		3,414	
自己株式の取得										△12	△12	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	2,124	2,124	△12	2,112	
平成21年3月31日 残高	13,208	18,324	18,324	2,017	258	2,250	32,000	15,043	51,570	△1,744	81,359	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成20年3月31日 残高	1,726	△387	1,339	80,585
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,289
当期純利益				3,414
自己株式の取得				△12
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	△1,031	539	△491	△491
事業年度中の変動額合計	△1,031	539	△491	1,621
平成21年3月31日 残高	695	152	848	82,207

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法によっております。また、その他有価証券のうち、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を、その他有価証券のうち、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価は、移動平均法による原価法によっております。  
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）  
（会計方針の変更）

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

③ デリバティブの評価は、時価法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定率法によっております。但し、建物及び賃貸用資産については定額法によっております。

（追加情報）

当社は、平成20年度の税制改正を契機として、機械装置の耐用年数について見直しを行い、当事業年度より耐用年数を変更しております。

これにより営業利益は472百万円、経常利益及び税引前当期純利益は413百万円減少しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定額法によっております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準について、外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金は、役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

- ⑤ 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
  - ⑥ 投資損失引当金は、関係会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。
  - ⑦ 債務保証損失引当金は、関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- (5) ヘッジ会計の方法については、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ① 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
  - ② 前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」は金額的重要性が増したため、当事業年度において区分掲記しております。

(7) 会計処理方法の変更

リース取引に関する会計基準等

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用しております。

この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産  
該当事項はありません。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 89,720百万円
- (3) 有形固定資産の取得価額から国庫補助金、大阪府新規事業促進補助金による圧縮記帳額147百万円（建物37百万円、構築物2百万円、機械及び装置101百万円、車両及び運搬具0百万円、工具、器具及び備品1百万円、土地4百万円）が控除されております。
- (4) 偶発債務  
関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証
- |                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| FUJI OIL(SINGAPORE)PTE. LTD.    | 4,216百万円 |
| FUJI VEGETABLE OIL, INC.        | 4,055百万円 |
| 吉林不二蛋白有限公司                      | 3,385百万円 |
| FUJI OIL EUROPE                 | 1,534百万円 |
| NEW LEYTE EDIBLE OIL MFG. CORP. | 1,117百万円 |
| 不二製油（張家港）有限公司                   | 569百万円   |
| 千葉ベグオイルタンクターミナル株式会社             | 394百万円   |
| 深圳旭洋綠色食品有限公司                    | 343百万円   |
| 上海旭洋綠色食品有限公司                    | 231百万円   |
| その他2社                           | 308百万円   |
- リース会社に対する保証
- |                          |      |
|--------------------------|------|
| FUJI VEGETABLE OIL, INC. | 3百万円 |
|--------------------------|------|
- 取引保証
- |             |       |
|-------------|-------|
| 株式会社フクシヨク   | 24百万円 |
| ケイ・ビー食品株式会社 | 9百万円  |
| 今川株式会社      | 16百万円 |
- (5) 受取手形割引高  
該当事項はありません。
- (6) 関係会社に対する金銭債権、債務
- |          |          |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 7,892百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 6,199百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 3,586百万円 |
| ④ 長期金銭債務 | 28百万円    |
- (7) 親会社株式の各表示区分別の金額  
該当事項はありません。
- (8) 債権流動化による売掛債権残高は、2,001百万円であります。

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

① 売上高	29,486百万円
② 仕入高	49,338百万円
③ 営業取引以外の取引高	775百万円

#### (2) 減損損失の計上に関する事項

当事業年度において、当社は以下の減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
大豆たん白食品製造設備	建物、機械及び装置等	兵庫県神戸市	219

当社は、事業の種類別セグメントを主な基準に独立の最小のキャッシュ・フロー単位に基づき、資産をグループ化して減損の検討を行っております。

上記資産につきましては、使用を廃止することを決定いたしましたので、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、撤去費用と合わせて、減損損失219百万円として、特別損失に計上しております。

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,596千株	10千株	一千株	1,607千株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)	
繰延税金資産	
未払事業税	209 百万円
賞与引当金	503 百万円
その他	117 百万円
繰延税金資産合計	831 百万円
繰延税金負債との相殺	△108 百万円
繰延税金資産の純額	722 百万円
(流動負債)	
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	108 百万円
繰延税金負債合計	108 百万円
繰延税金資産との相殺	△108 百万円
繰延税金負債の純額	－ 百万円
(固定資産)	
繰延税金資産	
関係会社株式評価損	3,145 百万円
関係会社貸倒引当金	685 百万円
投資損失引当金	747 百万円
債務保証損失引当金	522 百万円
退職給付引当金	154 百万円
上場株式評価損	341 百万円
減損損失	763 百万円
その他	278 百万円
繰延税金資産小計	6,637 百万円
評価性引当額	△5,549 百万円
繰延税金資産合計	1,088 百万円
繰延税金負債との相殺	△652 百万円
繰延税金資産の純額	435 百万円
(固定負債)	
繰延税金負債	
買換資産積立金	175 百万円
その他有価証券評価差額金	477 百万円
繰延税金負債合計	652 百万円
繰延税金資産との相殺	△652 百万円
繰延税金負債の純額	－ 百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等一時差異でない項目	1.2%
住民税均等割	0.4%
試験研究費等の税額控除	△3.7%
評価性引当額	12.8%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>51.5%</u>

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- (1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	807百万円	701百万円	106百万円
工具、器具及び備品	59	36	22
その他	38	26	11
合計	905	765	140

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	90百万円
1年超	50百万円
合計	<u>140百万円</u>

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

- (3) 上記のほか、当該リース物件に係る重要な事項  
該当事項はありません。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)	伊藤忠商事株式会社	202,241百万円	総合商社	被所有 (直接 20.5) (間接 5.2)	原材料等の購入並びに当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売	8,435	売掛金	1,397
						原材料等の購入	25,821	買掛金	1,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格どおりであります。

### (2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	トーラク株式会社	500百万円	乳加工食品・豆乳製品の製造・販売	所有 直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注1) 利息の受取(注1)	1,950 11	長期貸付金	1,950
子会社	フジプロテインテクノロジー株式会社	300百万円	大豆たん白製品の卸売	所有 直接 75.0	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売(注2)	9,949	売掛金	2,513
子会社	FUJ OIL (SINGAPORE) PTE. LTD.	S\$18,000千	食用油脂の製造・販売	所有 直接 90.0	—	債務保証(注3)	4,216	—	—
子会社	FUJI VEGETABLE OIL, INC.	US\$101,500千	食用油脂の製造・販売	所有 間接 97.9	役員の兼任	債務保証(注3)	4,055	—	—
子会社	吉林不二蛋白有限公司	RMB¥172,000千	大豆たん白製品の製造・販売	所有 直接 70.0	役員の兼任	債務保証(注3)	3,385	—	—
子会社	FUJI OIL EUROPE	EUR17,900千	食用油脂の製造・販売	所有 直接 99.3 間接 0.7	役員の兼任	債務保証(注3)	1,534	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格どおりであります。

(注3) 債務保証は主に各社の銀行借入に対するものであり、取引金額は平成21年3月31日現在の残高であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	956円32銭
(2) 1株当たり当期純利益	39円72銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月6日

不二製油株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 渡 沼 照 夫<sup>Ⓔ</sup>

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 本 雅 春<sup>Ⓔ</sup>

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 和 人<sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、不二製油株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二製油株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月6日

不二製油株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 渡 沼 照 夫<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山 本 雅 春<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 橋 和 人<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、不二製油株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び同2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月7日

不二製油株式会社 監査役会

監査役（常勤）	南	廣	次	印	
監査役（常勤）	岩	崎	励	自	印
社外監査役	松	本	耕	一	印
社外監査役	佐	藤	浩	雄	印

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりの期末配当といたしたいと存じます。

第81期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしました結果、1株につき1円50銭増配の9円として、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金9円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は金773,658,999円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成21年6月24日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行されました（株券の電子化）ので現行定款に以下のとおり、変更を行うものであります。
- ①当社定款のうち、株券の存在を前提とした規定を削除するとともに、実質株主名簿および実質株主の文言を削除し、その他の文言の削除、修正等所要の変更を行います。
- ②株券喪失登録簿に関する事務は決済合理化法施行日の翌日から起算して1年間の時限の取扱であるため、附則として所要の規定を設けることといたします。
- ③なお、現行定款第8条第1項につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日としてその定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。
- (2) 取締役および監査役が期待される役割を十分発揮できるよう取締役会の決議によって当該役員の損害賠償責任を法令の限度において免除することを可能とし、また、社外取締役および社外監査役として有用な人材の招聘を継続的に進めるよう当該社外役員との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第21条（取締役の責任免除）および第32条（監査役の責任免除）を新設いたします。なお、変更案第21条に関しては監査役全員一致の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第7条 （条文省略）</p> <p><u>（株券の発行）</u></p> <p><u>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>（2）当社は、前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>第1条～第7条 （現行どおり）</p> <p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(2) 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p><u>第11条～第21条</u> (条文省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(2) 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p><u>第10条～第20条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第22条～第31条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第21条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</u></p> <p><u>(2) 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度額として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>第22条～第31条 (条文省略)</p>	<p>第22条～第31条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第32条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</u></p> <p><u>(2) 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度額として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第32条～第40条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p><u>第41条</u> 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という。）を支払う。</p>	<p>第33条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金)</p> <p><u>第42条</u> 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という。）を支払う。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p><u>第42条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という。）をすることができる。</p> <p><u>第43条～第45条</u> （条文省略）</p> <p>(新 設)</p>	<p>(中間配当金)</p> <p><u>第43条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という。）をすることができる。</p> <p><u>第44条～第46条</u> （現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備え置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>

### 第3号議案 取締役16名選任の件

本総会終結の時をもって取締役15名全員は任期満了となりますので、取締役16名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	海老原 善 隆 (昭和21年1月9日生)	昭和52年10月 当社入社 平成元年11月 食品研究所油脂開発部長 平成4年2月 VAMO-FUJI SPECIALTIES N.V. 副社長 平成10年4月 油脂事業部長 平成12年6月 当社取締役 平成14年4月 当社常務取締役 平成15年4月 兼株式会社阪南タンクターミナル代表取締役社長 平成16年4月 兼油脂事業部分掌 平成17年4月 欧州・米国事業統括本部長 平成18年6月 兼油脂事業部門分掌 平成19年4月 当社代表取締役社長 (現任)	18,637株
2	河 部 博 国 (昭和22年5月14日生)	昭和41年3月 当社入社 平成4年4月 油脂食品事業本部開発輸入部長 平成6年5月 WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD. 社長 平成10年4月 兼WSF事業部長 平成12年4月 兼東南アジア地域担当 平成12年6月 当社取締役 平成15年4月 兼東南アジア事業化担当兼PT. FREYABADI INDOTAMA副社長 平成15年5月 兼FUJI SUNNY FOODS CORP. PTE. LTD. 社長 平成16年4月 当社常務取締役 食品第一事業部、食品第二事業部、WSF事業部、関東工場分掌兼食品第二事業部長 平成17年4月 アジア・中国事業統括本部長、製菓・製パン素材事業部、食品素材輸入事業部分掌 平成18年6月 兼製菓・製パン素材事業部門分掌 平成19年4月 当社代表取締役副社長 (現任) 平成19年10月 社長補佐、生産担当 (現任) 平成20年4月 兼海外事業本部長 (現任)	23,319株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社 株 式 の 数
3	森 弘 之 (昭和20年8月30日生)	昭和43年4月 当社入社 平成7年10月 蛋白事業部長 平成10年1月 FUJI VEGETABLE OIL, INC. 社長 平成10年6月 当社取締役 平成12年4月 当社常務取締役 平成13年4月 特許商標室、新技術開発室、技術部、新素材 研究所担当兼つくば研究開発センター長 兼工務部、つくば研究開発センター担当兼技 術部長 平成14年4月 兼フードサイエンス研究所、阪南研究開発セ ンター担当 平成15年4月 フードサイエンス研究所、商品・ソフト開発 研究所、技術部、特許商標室、新技術開発室、 阪南研究開発センター、つくば研究開発セン ター分掌 平成16年4月 生産性推進本部長兼研究開発本部分掌 兼安全・品質・環境担当兼安全環境本部・品 質保証部分掌（現任） 平成17年4月 当社専務取締役兼技術開発部・工務部分掌（現 任） 平成18年11月 平成19年4月	12,961株
4	片 山 務 (昭和21年10月17日生)	昭和44年4月 当社入社 平成8年6月 ソヤファーム事業部長 兼大阪支店長 平成12年4月 当社取締役 平成12年6月 兼蛋白食品事業部長兼不二つくばフーズ株式 会社取締役社長兼神戸工場担当 平成13年10月 当社常務取締役 平成14年4月 兼蛋白食品小売事業部長兼蛋白食品小売事業 部ソヤファーム販売部長 平成15年5月 蛋白食品事業部、蛋白食品小売事業部分掌 平成16年4月 特命担当（上海旭洋綠色食品有限公司担当） 兼安全・品質・環境担当兼安全環境本部・品質 保証部分掌兼阪南事業所長 平成17年4月 フジプロテインテクノロジー株式会社代表取 締役社長（現任） 平成18年11月 当社東京支社長（現任） 平成19年4月 兼蛋白素材事業・蛋白食品事業担当 平成19年10月 当社専務取締役蛋白加工食品カンパニー長（現 任） 平成20年4月 ●フジプロテインテクノロジー株式会社代表取締役社長	12,035株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
5	寺嶋正彦 (昭和20年6月16日生)	昭和43年4月 当社入社 平成3年6月 食品研究所食研管理室長 平成6年2月 開発本部企画管理室長 平成7年10月 人事部長 平成14年6月 当社取締役 平成16年4月 当社常務取締役兼秘書室、人事部、総務部分掌兼熊取研修所長 平成17年4月 人事総務本部長兼熊取研修所長兼コンプライアンス担当兼人事部長 平成20年4月 当社専務取締役人事総務本部長兼熊取研修所長兼コンプライアンス担当 平成21年4月 当社専務取締役人事総務本部分掌兼熊取研修所長兼コンプライアンス担当(現任)	19,602株
6	岡本和三 (昭和24年8月7日生)	昭和51年3月 当社入社 平成10年4月 東京販売第一部副部長 平成12年4月 東京販売第四部長 平成14年6月 当社取締役 平成16年4月 販売部門分掌補佐 平成17年4月 販売本部副本部長 平成18年4月 当社常務取締役(現任) 販売本部長 平成20年4月 小売商品カンパニー長(現任)兼大阪支店長	10,942株
7	山中敏正 (昭和24年12月8日生)	平成17年5月 伊藤忠商事株式会社退社 平成17年5月 当社入社 管理本部副本部長兼管理本部経営管理部長 平成17年7月 当社執行役員 平成18年4月 管理本部長兼管理本部経営管理部長 平成18年6月 当社取締役兼リスク管理担当兼情報開示担当 平成19年4月 当社常務取締役兼リスク管理担当兼情報開示担当 平成21年4月 当社常務取締役管理本部長兼リスク管理担当兼情報開示担当(現任)	6,726株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社 株 式 の 数
8	岩 朝 央 (昭和25年12月15日生)	昭和51年4月 当社入社 平成7年11月 不二製油（張家港）有限公司総経理 平成11年1月 兼不二製油（張家港保税區）有限公司総経理 平成15年11月 当社技術部長 平成16年6月 当社取締役 平成19年4月 蛋白質事業部長 平成19年12月 兼不二富吉（北京）科技有限公司董事長 平成20年4月 当社常務取締役海外事業本部中国総代表兼不二富吉（北京）科技有限公司董事長/総経理 平成20年12月 兼天津不二蛋白有限公司董事長/総経理 平成21年4月 当社常務取締役海外事業本部中国総代表兼天津不二蛋白有限公司董事長/総経理（現任） ●天津不二蛋白有限公司董事長/総経理	12,385株
9	高 木 茂 (昭和26年2月1日生)	昭和49年4月 当社入社 平成7年10月 食品第二事業部食品第二生産部長 平成15年8月 トーラク株式会社常務取締役 平成16年6月 当社取締役 平成17年4月 トーラク株式会社専務取締役 平成18年4月 同社代表取締役社長 平成20年4月 当社安全環境本部長兼安全環境本部原動部長兼阪南事業所長（現任） 平成21年4月 当社常務取締役（現任）	11,033株
10	寺 西 進 (昭和28年6月13日生)	昭和51年4月 当社入社 平成11年2月 吉林不二蛋白有限公司総経理 平成14年7月 当社蛋白事業部蛋白生産部長 平成16年4月 蛋白事業部長 平成16年6月 当社取締役 平成19年4月 技術開発部長（現任） 平成21年4月 当社常務取締役（現任）	11,606株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
11	清水 洋史 (昭和28年7月1日生)	昭和52年4月 当社入社 平成6年10月 蛋白販売本部小売事業部開発室長 平成11年10月 新素材事業部長兼新素材販売部長 平成13年7月 食品機能剤事業部長 平成16年6月 当社取締役 平成18年4月 不二製油(張家港)有限公司董事長/総経理兼 不二製油(張家港保税区)有限公司董事長/総経理 平成19年12月 兼不二富吉(北京)科技有限公司副董事長/総経理 平成20年4月 当社経営企画部長(現任) 平成21年4月 当社常務取締役(現任)	5,537株
12	中村 修 (昭和25年4月8日生)	昭和49年4月 当社入社 平成9年10月 アジア販売部長 平成12年10月 FUJI VETETABLE OIL, INC. 社長 平成15年9月 当社東京販売第一部長 平成17年7月 当社執行役員 平成18年4月 食品機能剤事業部長兼大阪支店長 平成19年4月 販売本部副本部長(西日本担当)兼大阪支店長 平成19年6月 当社取締役 平成20年4月 油脂加工食品カンパニー長(現任) 平成21年4月 当社常務取締役(現任)	5,148株
13	小林 誠 (昭和28年7月5日生)	昭和52年4月 当社入社 平成8年7月 応用研究所つくば第二開発室長 平成14年4月 食品第二事業部長 平成16年4月 商品・ソフト開発研究所長兼商品・ソフト開発研究所 商品・ソフト開発第二部長 平成18年4月 研究開発本部長 平成18年7月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成19年10月 兼研究開発本部蛋白開発研究所長 平成20年4月 研究本部長兼研究本部基盤技術研究所長兼つくば研究開発センター長(現任)	5,715株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
14	前田 裕一 (昭和30年1月25日生)	昭和58年4月 当社入社 平成7年10月 中央研究所 第一研究室長 平成11年10月 新素材事業部副事業部長兼新素材開発室長 平成14年4月 新素材研究所長兼つくば研究開発センター長 平成17年4月 研究開発本部長兼つくば研究開発センター長 平成17年7月 当社執行役員 平成18年4月 経営企画室長 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成20年4月 蛋白加工食品カンパニー蛋白素材部門長(現任)	16,514株
15	内山 哲也 (昭和27年10月27日生)	昭和52年4月 当社入社 平成7年7月 開発本部油脂開発室長 平成13年1月 VAMO-FUJI N.V. 社長 平成15年4月 当社食品第一事業部長 兼株式会社エフアンドエフ代表取締役社長(現任) 平成17年4月 製菓製パン素材事業部長 平成17年7月 当社執行役員(現任) 平成20年4月 油脂加工食品カンパニーチョコレート部門長(現任) 平成21年4月 兼PT.FREYABADI INDOTAMA 副社長(現任) ●株式会社エフアンドエフ代表取締役社長	5,822株
16	佐藤 浩雄 (昭和30年7月23日生)	昭和54年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成16年4月 飲料原料部長 平成18年4月 食糧部門長(現任) 平成19年6月 当社社外監査役(現任) 平成20年4月 伊藤忠商事株式会社執行役員(現任)	0株

(注1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 佐藤浩雄氏は、社外取締役候補者であります。

(注3) 佐藤浩雄氏については、伊藤忠商事株式会社の執行役員食糧部門長としての食料事業の経営における豊富なご経験および専門的知識等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

(注4) 佐藤浩雄氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終了の時をもって2年となります。

(注5) 佐藤浩雄氏が原案どおり選任されますと、第2号議案の定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、佐藤浩雄氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。損害賠償責任の限度額は、社外取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 岩崎励自および監査役 佐藤浩雄の両氏は辞任いたしますので、その後任として監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます2名の後任監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとなります。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	榊井 俊一 (昭和25年6月6日生)	平成14年4月 当社入社 New Leyte Edible Oil Mfg. Corp. 社長 平成15年4月 当社大阪販売第一部長 平成17年4月 ロジスティクス部長 平成20年4月 購買本部長兼購買本部資材部長 (現任) 平成20年7月 当社執行役員 (現任)	3,077株
2	竹内 壽一 (昭和33年8月22日生)	昭和56年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成10年4月 食料部門プロジェクト・開発チーム長代行 平成12年4月 食料経営企画部 e-ビジネス・プロジェクトチーム長 平成12年10月 食料経営企画部プロジェクト企画チーム長 平成19年5月 食料事業統括部長 (現任)	0株

(注1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 竹内壽一氏は、社外監査役候補者であります。

(注3) 竹内壽一氏については、伊藤忠商事株式会社の食料事業統括部長としてのご経験および専門的知識等を当社の監査機能に活かしていただきたいため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

(注4) 竹内壽一氏が原案どおり選任されますと、第2号議案の定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、竹内壽一氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。損害賠償責任の限度額は、社外監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。



## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

当社の社外監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠の社外監査役は社外監査役が法令に定める員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とし、かつ、本議案の決議の効力は当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとなります。ただし、補欠の社外監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。本議案につきましては監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
石田達也 (昭和34年6月30日生)	昭和57年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年10月 食料経営管理部投資管理チーム長 平成14年4月 食料経営管理部事業管理チーム長 平成19年5月 食料事業統括部長代行 平成20年4月 食料事業統括部長代行兼食料事業統括部事業管理第二チーム長 平成20年5月 食料事業統括部長代行(現任)	0株

- (注1) 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 石田達也氏は、社外監査役候補として選任をお願いするものであります。
- (注3) 石田達也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- (注4) 石田達也氏が社外監査役に就任された場合、その食料事業における豊富なご経験および専門的知識等を当社の監査機能の強化に活かしていただきたいため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。
- (注5) 第2号議案の定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件として、かつ、本議案の承認可決により石田達也氏が補欠監査役に選任され、かつ、当社の社外監査役が法令に定める員数を欠いたときに同氏が社外監査役に就任された場合、当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。損害賠償責任の限度額は、社外監査役がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

## 第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって退任されます監査役 岩崎励自氏に対し、在任中の功勞に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
岩 崎 励 自	平成19年6月 当社常勤監査役（現任）

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地  
全日空ゲートタワーホテル大阪 6階 RICCホール  
(JR関西空港線、南海関西空港線りんくうタウン駅直結)



### りんくうタウン駅へのアクセス

- なんばより…南海電鉄（空港急行）で約40分
- 天王寺より…JR（関空快速）で約45分
- 和歌山市内より…JRまたは南海電鉄で約40分
- 関西国際空港より…JRまたは南海電鉄で約5分